

提 案 理 由

議案第52号

養父市自家用有償バス運送条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、建屋地域及び宿南地域で運行している自家用有償バス運送について、建屋地域にあつては、運行管理の効率化及び利用者の利便性の向上を図るため、デマンド（予約）方式を導入することで地域の合意が得られたことから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の7第1項に規定する国土交通大臣の行う変更登録を受けた日又は令和3年8月1日のいずれか遅い日からである。